

又將來は國際刑法の制定をも主張する者もありまして、これらの制度は今後各國間の國際的協力により益々成果が擧がると信じております。

法務省が國際法を調査研究するといふも、畢竟我が國內法をこれと對比させることによつてその運営を國際的標準に合致せんとするところにあるのであります。

それに對し普通國際法と申しますのは、國家と國家との間を拘束する法秩序でありまして、これは外交を司る國家機關が他國のそれとなす合意によつて制定されて行くのであります。従つて涉外事項が生じ、國際法の解釋等について争がりました場合には、一國は外交交渉によつてこれを解決するほかないのであります。この事務を司るのは我が國においては外務大臣でありますから、法務總裁の干與する限りではないのであります。

又條約を施行するための國內法の解釋等について國內官廳の間に争が起きた場合においても、これが涉外事項とも關聯する場合においては、その限りにおいて外務大臣の權限に屬するものと解しております。

○北村一男君 最近特に死刑を廢止したかどうかという議論が相當あるように見受けられますが、これに對して司法大臣はどういうふうにお考になつておるか。それから今一つは、司法關係の職員は給與が特に他より低いといふことを聞いておまして、又職員の中には自分で筆とか、或いは文房具といふようなものと關連します關係上非常に近い煩悩つておる人が多いのであります。そういうことを聞いておましまするが、司法關係の職員が特に給與が低い

という事實があるかどうか。あつたらばこれに對してどういふようなことを將來お考になつておるか。この二點について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) 御質問の點は誠に大切な御質問でありまして、詳細お答えいたしたいのであります。詳細お答えをいたしたのでありますから、ここでは極く簡明して申し上げて置きたいと思ひますが、第一の死刑廢止につきましては、世界的にこれは廢止論が有力でありまして、現にそれを實行しておる國もあるものであります。が、私も理論的には死刑といふものは刑罰の目的からいつて、その相手方を抹殺してしまふといふことは意義をなさんことであるとして、廢止すべきものであるといふ考に傾いておるのであります。併し今これをすぐ我が國において廢止するのは適當であらうかといふことは、社會情勢その他とを総合して、可なりデリケートな考慮を必要とするように考へるのであります。これは積年戰爭の餘弊とでも申しましようか、非常に人命を輕んずる傾向が強くありまして、殊に素人の強盜といふようなものが横行いたしました。人命を誠に簡単に扱つてしまふ。これをどういふことがあつても死刑はしないといふことを今の混亂のさ中にやりますと、いろいろ御議論もありまします。非常に犯罪を助長する方に役立つのではないか、死刑は必ずしもそういう兇惡犯罪を威嚇によつて絶滅せよといふ力はないといふ説も、相當有力ではあります。併しとも角もこれはどうもややもすれば、死刑になるといふ脅威が存在いたします

れば、若干これを抑止することはできるのではないかと。それでも少し我が國情の治まるのを待つて、死刑の存廢を論じても遅くないだらう。こういうようなことで、只今留保されておる形になつておるといふふうに御了承願ひたいのであります。

第二の、司法職員が、他の職員に比して待遇が劣つておつたといふことは、事實であります。判、検事等には、事實は、検事はそうでもありませんが、判事はいわゆる終身職でありますために、定年に達するまでは、特別の過失がなければ、安心してその職におることができると、そういう場合は、通常の行政官よりも待遇は悪くても、最後に行つて同じくならばよいわけである。そうであるからして、又そう早く昇給をさしてしまへば、國家負擔が多くなるし、だん／＼給與を増さなければならぬといふような理由から、過去におきましては、いわゆる司法職員といふ者が、外の職員よりも平均して、同じ年度、年俸等をとつて見ますと、低かつたのであります。併しそういうことは、今日では理由にならぬと思つておられます。どんなに若くとも、苟も判事、検事といふような立場において仕事をし行きますために、又これを助けてやつて行きます警部、事務官といふ者も、社會に向つて信用を維持し、いやしいことをしないといふだけの持持を持たせざるためには、他の職員よりも、益かに優遇をしなければならぬといふことは、これは殆ど常識になつておると存するのであります。その見地から、兩院の司法委員會におかれましては、特に司法官の優遇決議案といふものを出し下されまして、それに動かされまして、著しく待遇を上げることになつたのであります。ところが公務員給與法案といふようなものがまだ通過いたしませんために、現實には上げるということができません。臨時手當式方法で、いくらか上げておるといふような形でありまして、只今では、ほほ他の行政官吏と同じところまでは過ぎ著けたのであります。ただ筆墨代等は、從來目録で購入させる。どうもこれも無暗に官給品をやると、それを又持つて歸つて、横に流すといふような弊害もあるといふことからいたしておつたやうであります。併し實際この物價高のときに、筆墨まで自費でやらせることは、誠に忍びないことであります。ですから、これはやはり筆墨費として、相當額を支給して、そしてやつて行くようにいたしたつたのであります。尙幸に國家公務員法が通過いたしましたれば、司法職員の待遇といふものは、著しくよくなる。まあ行政官吏に比して、一段上になる。こういう豫想でありますから、御了承願ひたいと存するのであります。

○深川タマエ君 よく委員會が衝突いたしますので、或いは他の委員の方によつて、すでに似た問題が御質問されたこととも存じますけれども、きつと若干違ふ點があると存じますので、お尋を兼ねて、お願い申し上げます。これは、只今の時刻に、全國何十萬といふ拘留所の囚人が、この委員會の委員の人に、恐らくは手を合はして哀願しておるだらうと思ふ食糧のことであります。拘留所の囚人の人たちは、一般國民と同じ分量の食糧が、配給されておることだらうと思ふ。それにお

りまして、著しく待遇を上げることになつたのであります。ところが公務員給與法案といふようなものがまだ通過いたしませんために、現實には上げるということができません。臨時手當式方法で、いくらか上げておるといふような形でありまして、只今では、ほほ他の行政官吏と同じところまでは過ぎ著けたのであります。ただ筆墨代等は、從來目録で購入させる。どうもこれも無暗に官給品をやると、それを又持つて歸つて、横に流すといふような弊害もあるといふことからいたしておつたやうであります。併し實際この物價高のときに、筆墨まで自費でやらせることは、誠に忍びないことであります。ですから、これはやはり筆墨費として、相當額を支給して、そしてやつて行くようにいたしたつたのであります。尙幸に國家公務員法が通過いたしましたれば、司法職員の待遇といふものは、著しくよくなる。まあ行政官吏に比して、一段上になる。こういう豫想でありますから、御了承願ひたいと存するのであります。

れておることだらうと思ふ。それにおりまして、著しく待遇を上げることになつたのであります。ところが公務員給與法案といふようなものがまだ通過いたしませんために、現實には上げるということができません。臨時手當式方法で、いくらか上げておるといふような形でありまして、只今では、ほほ他の行政官吏と同じところまでは過ぎ著けたのであります。ただ筆墨代等は、從來目録で購入させる。どうもこれも無暗に官給品をやると、それを又持つて歸つて、横に流すといふような弊害もあるといふことからいたしておつたやうであります。併し實際この物價高のときに、筆墨まで自費でやらせることは、誠に忍びないことであります。ですから、これはやはり筆墨費として、相當額を支給して、そしてやつて行くようにいたしたつたのであります。尙幸に國家公務員法が通過いたしましたれば、司法職員の待遇といふものは、著しくよくなる。まあ行政官吏に比して、一段上になる。こういう豫想でありますから、御了承願ひたいと存するのであります。

○國務大臣(鈴木義男君) 只今の御質問も、司法委員會において問題となりまして、數字を擧げて、詳細お答えを

いたします。

○國務大臣(鈴木義男君) 只今の御質問も、司法委員會において問題となりまして、數字を擧げて、詳細お答えを

一般國民と同じ分量の食糧が、配給さ
まして、数字を擧げて、詳細お答をい

と、從つて「檢察長官」を「檢察長官」とすること。「檢察局」を「檢務局」とすること、從つて「國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の權限等に關する法律案」、「最高法務廳設置に伴う法令の整理に關する法律案」、これら二の二法案中に「最高」という字が澤山ありまするが、その「最高」という字を削ること、例えて見まするならば、「最高法務廳事務官」、或いは「最高法務總裁官房長」というようなところを、全部「最高」の二字を削る。以上の勸諭を提出いたします。何卒御賛成を願ひたいと思ひます。

○委員長（下條康磨君） 中川君の修正の御意見に對してお考をお述べ頂きた

○竹中七郎君 私は只今の修正に賛成
いたします。

○委員長(下條康麿君) それでは中川
君の修正意見に御賛成のお方の舉手を
願いたいと思います。

(總員舉手)

○委員長(下條康麿君) 全員一致、こ
の修正は成立と認めます。

尚外に山下委員から第十條第五項の
少年矯正局に付せられる少年の範圍に
ついて、並びに附則第十五條第二項

に關する事務は、全部厚生大臣の管理に屬してゐることにしたい。並びに、從つて罪を犯した少年を矯正する目的を以てする場合の矯正のことが書いてあるのであつて、いわゆる保護事業の目的を以てする私立の矯正施設はここに入つておらんとするが、ここに修正の書面が出ておられますが、これは段々その筋を打合せました結果、この法案の意味がそういうことであるといふこ

とでありますので、別に修正の必要がないのじやないかと思ひますが、若し誤解を避ける必要があるならば、この趣旨を委員長報告に加えることにしたかどうかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) それから伺う法務委員の松村さんから、「法務廳」ではなくて「法務省」にした方がよいという意見が出ておりますが、この點について御意見を伺いたいと思ひます。

〔原案に賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) それでは原案通りに決定したことにいたします。そういたしますと、今の中川さんの御修正を除きました他の部分について御賛成のお方の舉手を願いたいと思ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(下條康吉) 全会一致であります。それでは中川委員の修正を加えた法務廳設置法案外二件は可決せられました。

それでこれに對する報告の案文は、この會の審議の経過を盛りまして、委員長が適當に作りましてよろしゅうございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) それでは御署名を願ひます。

〔多數意見者署名〕

○中川幸平君 議外であります。が、先程北村委員からいろいろ話もありましたことについて、委員長に一言お尋ねして置きます。敗戦後の民主國家建設のために、行政機構の改革が行なわれることは當然であります。これについては、政府においてもいろいろ

苦心をいたしておられるのであります。が、國會をいたしまして、これらの點について非常な關心と、いろいろ調査をせんければならぬという考を抱くに至つたのであります。先般の本院の自由討議に行政機構の改革策というので所見を開陳いたしました際に、私は國會としてもやはり行政監察を兼ねた行政機構改善の特別委員會を設置して、あらゆる方面からあらゆる角度から研究して、それ／＼立案して政府に要請するということが是非必要でないかというのを申しておるものであります。その後いろいろ考へて見ますに、是非ともそれは必要であると考えるのであります。どうか委員長は衆議院ともお打合せ下つて、議長とも相談下つて、若し特別委員會を設置することが面白くないということでありましたならば、行政機構を擔任しておる決算委員會をその委員會に當てて、そして今後行政監察或いは行政機構改善の調査をするということにお決めを願ひたいというのを思ふのであります。どうか委員長において適當にお考を願ひたいと思ひます。これに對する委員長のお考をお願いいたします。

○委員長(下條康吉) 中川委員にお答え申し上げます。私は全く中川さんと同じ考を持つておりまして、この決算委員會に行政機構に關する事項ということが加つております趣意は、恐らく金の面に關する後始末と申しますものが、批判というやうなもの關係で決算がありまうと同一やうな意味において、行政制度というやうなものに對する批判並びにその改廢等というやうなものが全部包括されて、苟も行政機構

に關するものは、全般的に包括しておるといふやうに解釋しております。先般兩院法規委員會でこのことが問題になつたのであります。私は傳聞したものであります。決算と行政機構とは、相當内容も違つておるから、何か特別の行政機構に關するだけの常任委員會を作つたらどうか。或いは若し今のお言葉の中にあつたやうに、特別委員會を作つたらどうかというやうな意見が出たやうであります。結局決算と合せておいてもよろしいじやないかということになつたやうであります。従いまして引續き決算委員會におきましてこの行政機構に關する事項を所管するはずであります。今申しましたやうに、第一回國會はい／＼準備もできまへんし、又外の關係で相當忙しかつたので、今後は或いは積極的に現實の行政機構を監査してその批判をしたのみならず、更に進んで丁度元、官制が政府において勅令によつて立案されたのと同じやうな形において、今後は官制的な設置法というものが國會において立案されるやうにならなければならぬと思ひます。それを政府がただ執行する、官制の立案權は國會にあるというところは、それは明白なものであります。ただ現實の問題としては、まだ政府においてこれを立案するということになつておりますが、今後は政府の意見を參考として職制必要とするというやうな段階にならねばならぬというやうに思つております。近く第二回國會が開かれますれば、相當時間もありまうし、十分その方面につきまして皆さんと協力して、中川さんの御意見のやうな線に沿つて進んで行きたいと思ひます。

それでは次に、内務省及び内務省の機構に關する勅令等を廢止する法律案外一件につきまして、大體質疑が終了しておつたやうに思ひますが、何かございませう。

〔進行と呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) では質疑が終了したものと認めまして、直ちに討論に入ります。

〔採決願ひますと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) 別に御發言もなければ、この兩案を一括して御賛成の方は、舉手を願ひたいと思ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(下條康吉) 全会賛成でございます。この兩案は原案通り可決いたします。この案につきましても、報告書は委員長にお任せを願ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下條康吉) 又御署名を願ひたいと思ひます。

〔多數意見者署名〕

○委員長(下條康吉) それではこの程度で休會いたします。午後一時から建設院の問題について審議を續けたいと存じます。決算委員會はこれで休會いたします。

午後一時四十七分休會

午後二時十八分開會

○委員長(下條康吉) 只今より午前中に引續いて委員會を開會いたします。建設院置法案について御質問がございませう。

午後二時十九分速記中止

午後四時十八分速記開始

○委員長(下條康吉) 速記を始めて下さい。今日はこれにて散會いたします。午後四時十九分散會

出席者は左の通り

委員長 下條 康吉
理事 太田 敏兄君
委員 岩崎正三郎君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口三郎君
深川タメエ君
小野 哲君
駒井 藤平君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
帆足 計君
山崎 恒君
兼岩 傳一君
西田 天香君
千田 正君

國務大臣 司法大臣 鈴木 義男君

十二月五日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、昭和二十二年法律第二百一十一號(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律)の一部を改正する法律案(豫第二百二十七號)

昭和二十二年法律第二百一十一號(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律)の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第二百一十一號(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に關する法律)の一部を改正する法律案(その他政府職員)を加える。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。